令和4年度 プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業 公募要領

令和4年5月 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

1. 事業の目的

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する 重要性が高まっています。

そのような中で、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラ法」という。)が成立し、令和4年4月に施行されました。プラ法は、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められているところです。また、プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者(以下「製造事業者等」という。)が、地方公共団体と連携を図りつつ積極的に自主回収・リサイクルを実施することとされています。

本事業ではこのような背景を踏まえ、市区町村によるプラスチック使用製品 廃棄物の分別収集・リサイクル、もしくは地方公共団体が主体となって製造事 業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイク ルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的とします。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」(以下「事務局」という。)が実施します。

2. 対象事業

対象事業は、下記(1)(2)のいずれかに該当するプラスチック資源の分別 収集・リサイクルの取組とします。(1)(2)の両方を含めた取組として提案 することも可能です。

また、本事業は、その実施を通じて、プラスチック資源循環のより効率的・効果的な実施に資するものであることとし、事業の有効性、資源循環の高度化・拡大への寄与、エネルギー・温室効果ガス排出量の削減の効果等を検証するとともに、社会実装及び他地域への波及を想定した場合の課題等を検証するものであることとします。

(1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル 市区町村がプラ法の関連規定に基づき実施するプラスチック使用製品廃棄物 の分別収集・リサイクルに必要な措置に係る実証、調査、検討。具体的には、 以下のような内容を想定しています。

- ・ プラスチック製の容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物 の一括回収に係る実証(収集運搬、選別、リサイクル等を含む。)
- ・ 市区町村とリサイクル事業者が分別収集・リサイクルを効率的に実施するための調査・検討(分別収集物のリサイクル可能性の調査等を含む。)
- ・ 上記の分別収集・リサイクルを行う上での異物混入対策の検討

(2) 地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクル

製造事業者等がプラ法の関連規定に基づき実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルについて、都道府県・市区町村と製造事業者等との連携に係る実証、調査、検討。

- ・ 地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施するプラスチック 資源循環の回収ルートの拡充の検討・実証(回収、選別、リサイクル等を含 む。)
- ・ 住民に対する適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知のための調 査・検討
- ・ 上記の自主回収・リサイクルを行う上での異物混入対策の検討

(抜粋) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

第6条(地方公共団体の責務)

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第32条(再商品化の委託)

市町村は、分別収集物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人に委託することができる。 第33条(再商品化計画の認定)

市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の 実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第39条(自主回収・再資源化計画の認定)

自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供する プラスチック使用製品(当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率 的なプラスチック使用製品を含む。)が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化 のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業(以下「自主回収・再資源 化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託 して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。)は、主務省令で定めるところに より、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請すること ができる。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、2(1)(2)のいずれかに該当する取組を実施する

市区町村(一部事務組合、複数市区町村による応募も可能)又は都道府県(2 (1)については、管轄内の複数市区町村が共同で実施する場合に限る。)とします。

4. 本先進的モデル形成支援事業での支援内容

本事業に採択された提案者には、プラ法に則したプラスチック資源の分別収集・リサイクルの実施に向けた円滑な実施を支援するため、現状の検討状況やニーズを踏まえ、必要な支援を実施します。提案者は、現状把握のための実証事業実施の必要性やプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた実施のための情報収集の必要性、検討している先進的モデルの実装に向けた必要な取組などを検討し、以下の図の支援フェーズと支援の内容を確認の上、希望する支援内容を申請書に記載してください。なお、これに当てはまらない支援内容については、個別に記載し支援を要望することは可能ですが、本事業で実施することの意義、内容及び業務量によって本事業での支援可能性を検討しますので、支援できない可能性があることについてあらかじめご留意ください。



図. 先進的モデル実装までの実施内容と各フェーズの支援内容

【支援フェーズ1での支援例】

(1) 収集したプラスチック資源の開袋・組成分析サンプル調査

本モデル事業を活用した実証事業により回収された収集物、又は、既に収集を実施している場合にて回収された収集物の開袋・組成分析のサンプル調査を実施し、分析結果のデータを提供します。本支援を希望される場合、事前に調査方法(サンプリングの方法、調査時期、分析内容等)について事務局及び事務局から委託を受けた調査実施事業者と協議を行います。提案者には調査実施時の保管施設での開袋スペースの提供などに協力いただく場合があります。

なお、調査実施事業者は原則事務局の指定の事業者となりますのでご留意ください。

(2) 実証事業実施のための関係者との調整支援

実証事業の実施体制に含まれる関係者(収集運搬事業者、再資源化事業者、製造事業者、対象地域の自治会などを想定)との実施に向けた調整を行う際に、必要に応じて同席し、本事業の趣旨の説明、実施内容及び合意すべき事項の助言、必要となる資料作成支援等を行います。関係者との調整や交渉は提案者が行っていただくことが基本となる点にご留意ください。

(3) 実証実施に向けた住民周知資料等の素案作成支援

実証事業を実施する地域の住民への実証事業の説明・周知の際に使用する 資料について、説明資料の素案の作成を行います。

実施後のアンケート・ヒアリング調査を行う場合は、その結果の集計・とりまとめを行います。

【支援フェーズ2での支援例】

(1)移行シナリオ作成支援

支援フェーズ1での組成調査結果や既に地方公共団体で把握している組成情報等を基に想定される先進的モデルのシナリオ(実施体制や回収したプラスチックの処理方法等)の作成支援を実施します。必要な情報や情報の集め方などについては、採択後の実施計画の検討の際に協議を行います。

(2) 移行シナリオにおける CO2 排出量とコスト分析支援

(1)で想定された移行シナリオ実施時の CO2 排出量や収集運搬から再商品化までの処理コストの試算と分析を支援します。必要な情報や情報の集め方などについては、採択後の実施計画の検討の際に協議を行います。

【支援フェーズ3での支援例】

(1) 実装にむけた関係者協議への同席、必要となる資料素案の作成支援

支援フェーズ2までに検討した先進的モデルの実装に向けて、再商品化計画の実施体制に含まれる関係者(収集運搬事業者、再資源化事業者、製造事業者、対象地域の自治会などを想定)との調整を行う際に、必要に応じて同席し、本事業の趣旨の説明、実施内容及び合意すべき事項の助言、必要となる資料作成支援等を行います。関係者との調整や交渉は提案者が行っていただくことが基本となる点にご留意ください。

【支援フェーズ4での支援例】

(1) 実装にむけた住民説明会や広報で使用する周知のための資料素案の作成支援

支援フェーズ3で関係者と調整を行った先進的モデルを実装する際の住民 説明会や広報で使用する周知のための資料素案の作成を行います。資料の内 容や進め方などについては、採択後の実施計画の検討の際に協議を行いま す。

本事業における支援については、1件あたり総額500~600万円程度(事務局による検討等による人件費等を含む。)を想定し、応募状況等により調整させていただく可能性があります。また、本支援により支払いが発生する費用等については、事務局より各事業者あてに委託、支払を行いますので、原則、提案者において費用の徴収及び支払事務は発生せず、事務局から提案者への支払いもないものとします。ただし、支援に含まれない範囲に関する事業費等は提案者が委託、支払いを行う必要がありますのでご留意ください。

※各支援メニューにおいて事前の相談等が必要な場合、原則オンライン会議又は 電話等のリモートでの実施とします。

5. 事業実施期間

事業採択後、令和5年2月28日(火)までに実施するものとします。

6. 選考

(1) 選考方法

申請書をもとに書類審査を行います。必要に応じて提案者へヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了知ください。

(2) 選考基準

プラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた制度への移行が明確であり、移行までの計画がより具体的である地方公共団体を優先に、以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

① プラ法に則したプラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた全

体像の具体性・効果

- ② 本事業において希望する支援内容の具体性・妥当性
- ③ 本事業における実施の体制
- ④ 事業実施における工夫の有無及びその内容

(3) 選考結果

最終選考結果は、令和4年7月中旬をめどに電子メールにて連絡します。 また、採択された事業については、提案者名、事業概要などの公表を予定しています。

7. 応募方法

(1) 応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式(電子媒体)を以下の提出先まで電子メールにて送付してください。また、電子メールの送信に当たっては、提案者名、担当者名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載の上、件名を「【提出】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業申請書類」として、申請書提出先まで送信してください。

なお、提出先への郵送、ファクシミリのみでの応募は受け付けません。

(2) 申請書提出先

デロイトトーマツコンサルティング合同会社 住所:東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング E-mail:r4_plastic_recycle@tohmatsu.co.jp

(3)申請書受付期間

令和4年6月30日(木)17時(必着)

(4) 公募に関する質問

提案者名、質問内容、担当者名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載の上、件名を「【質問】プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」として、以下の提出先まで、電子メールにて提出してください。質問への回答は、提出者へ電子メールにより行います。

質問提出先

E-mail:r4_plastic_recycle@tohmatsu.co.jp

質問受付期間

令和4年6月23日(木)17時(必着)

(質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付します。)

(5) スケジュール (再掲)

公募に関わる全体のスケジュールは下記のとおりです。

公募開始 : 令和4年5月20日(金)

質問受付 : 令和4年6月23日(木) 17 時(必着) (質問への回答は、質問受付から5営業日以内を目処に送付) 応募書類提出 : 令和4年6月30日(木) 17 時(必着)

ヒアリング : 必要に応じて別途連絡 結果通知 : 令和4年7月中旬頃

8. 注意事項

(1) 提案者

複数の市区町村が連携して申請する場合は、そのうち、全体の取りまとめを 行う者として1つの地方公共団体が代表して行うこととします。

※製造事業者等と連携して申請する場合においても提案者は地方公共団体とすること

(2) 廃棄物処理法上の取扱いについて

本事業において、分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の処理を行う場合は、当該処理が廃棄物を使用した試験研究に該当するかどうかを勘案のうえ、事前に廃棄物処理法上の支障が生じないよう提案者において必要な関係者との調整を行っておくこととなります。

(廃棄物の試験研究への使用については、平成 18 年 3 月 31 日付環境省大臣 官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知(環廃産発 060331001 号)を参照すること)

(3) 採択された場合の留意点

採択された事業の提案者は、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなります。また、事業期間中において、環境省担当官及び事務局等関係者が、事前にご相談のうえ、事業実施場所に訪問し、現地確認及びヒアリングを行うことがありますので、あらかじめ、ご了知ください。

(4) 成果の公表・発表

本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で提案者に発表いただく場合がありますので、ご了知ください。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合があります。あわせて、本事業の概要及び成果、報告書については環境省で公表することになります。

また、本事業の実施結果については、提案者において公表を行う場合には、

内容について事前に事務局に確認する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に事務局に確認する必要があります。

(5) 免責事項

- ① 本事業の事務局は「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」が 実施する。
- ② 本事業に関わる全ての組織及びその役員等は暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。

プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業評価基準表

	の貧源循環に関する先進的セナル形成文援事業評価基	午仅	
評価項目	評価基準	配	点
① プラ法に則したフ	『ラスチック資源の分別収集・リサイクルに向けた全体像の具体		
性・効果			
具体性	プラ法を踏まえた新たな分別収集・リサイクルの取組について、提案者は課題を特定し、将来像を想定したうえでの計画が 具体的かつ実現可能な内容で提案されているか。	20	35
効果	提案者の現状を分析したうえで、新たな分別収集・リサイクル の取組が導入された場合に期待される効果を把握できているか (リサイクル率の向上、収集量の増加など)。	15	
② 支援事業において希望する支援内容の具体性・妥当性			
具体性	支援事業による支援内容が、具体的かつ実施可能なものとして 提案なされているか。	5	
妥当性	支援内容が、提案者の目指す全体像を推進する上で、対処すべき課題を特定し、その課題解決のために求めた適切な内容となっているか。また、その内容は明確かつ具体的になっているか。	25	30
③ 支援事業における実施の体制			
実施体制	支援事業実施に当たり、提案者及び再資源化事業者その他必要 な関係者を含め、実現可能な体制となっているか。また、提案 者自身の主体的な役割を含め、実施主体間での役割分担、責任 分担が明確であり、また実施に当たっての関係者間での合意が 図られているか。	20	20
④ 支援事業実施における工夫の有無及びその内容			
支援事業実施までの準備	支援事業実施に向けて、事前に必要なデータの整理や関係者と の協議を行うなど事業実施のための準備を講じているか。ま た、不足しているデータなどが特定されているか。	10	1.5
支援事業実施にお ける工夫	支援事業実施に当たり、関係者や地域住民の受け入れやすさ、 参加しやすさなどについて、円滑な実施に向けた工夫がなされ ているか。	5	15
合計		100	100